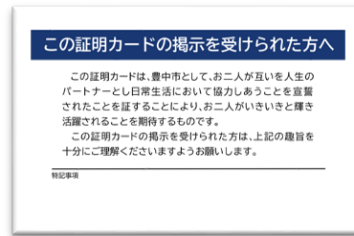


二人の絆を見える形に

豊中市 パートナーシップ宣誓証明制度

豊中市パートナーシップ宣誓証明制度とは？

性別や性的指向、性自認に関わらず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したことを市が証明する制度です。
要件を満たし宣誓された方には「パートナーシップ宣誓証明カード」を交付します。



どんな人が対象？

一方または双方が性的マイノリティの方で以下の要件全てを満たしていることが必要です。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 二人とも配偶者（事実上婚姻関係にある者）がいないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- (5) 二人が近親者の関係にないこと。※双方で養子縁組をしている場合は宣誓できます。

宣誓の手続きについて

予約

希望する日の1週間前までに電話・メール等で事前予約
日時や場所の調整を行います。

宣誓

宣誓に必要な書類を持参の上予約日時に二人で指定の場所で宣誓

宣誓証明カード交付

必要書類に不備がなければ、宣誓証明カードを交付

詳細は豊中市ホームページをご覧ください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokyoudou/pa-tona-sippu.html

申込み・問合せ先：豊中市市民協働部人権政策課

TEL：06-6858-2504 E-mail：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp

